

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】新城道彦

【所属】(助成決定時)九州大学韓国研究センター

【研究題目】

王公族(旧大韓帝国皇室)の法的位置づけにみる朝鮮統治と天皇制

【研究の目的】

韓国併合とは、日本(大日本帝国)と韓国(大韓帝国)という共に「帝」を戴く二つの帝国が一つの〈日本〉になり、それを天皇が統治することであった。それゆえ、日本は併合と同時に韓国の統治階級であった韓国皇室を早急に処遇する必要があり、彼らに日本の皇族の礼遇を保障するという方針を選択することとなる。あえて皇族と同様に処遇した理由は、韓国併合を「合意」として実現するために、韓国側の条約締結意思を引き出さなければならなかったからである。

かくして、大日本帝国には皇族ではないが皇族の礼遇を受ける王公族という身分が創設された。本研究の目的は、天皇制を視野に入れつつ、この王公族の国法上への位置づけがどのように進められていったのか、そしてまた日本の敗戦時に王公族身分の廃止がどのように議論されたのかを明らかにすることにある。

【研究の内容・方法】

王公族身分は、1926年の王公家軌範の制定まで曖昧なままとされた。李垠と梨本宮方子の婚儀計画では、皇族は同族または華族にのみ嫁ぐことができるという皇室典範第39条の規定に引っ掛かり、一時とん挫することとなる。この計画は最終的に皇室典範第39条に、皇族は王公族に嫁ぐことができるという一文を増補することで解決された。そこで、この間に王公族を皇族と見なすか否かという問題がどのように議論されたかを、「王公家軌範審査委員会筆記(五月～六月)」(『枢密院委員録・大正七年・巻別冊』国立公文書館所蔵)や帝室制度審議会総裁として1918年の王公家軌範案作成にかかわった伊東巳代治の文書「皇室制度再査議」や「翠雨荘日記」を分析し、検討した。

伊東巳代治は韓国併合時に皇族の礼遇を保障した冊立詔書の作成に携わり、皇室制度の整備過程で王公族の法的地位を明確にすべきだと考えた。これにより、伊東を総裁とする帝室制度審議会は王公族を準皇族と規定する王公家軌範案を作成するが、枢密院はそのような案に賛成するのは「不忠不義」と批判し、否決してしまう。伊東の目的は皇族の礼遇が保障された王公族に「実質」を与え、皇族と王公族を「対等」な関係にすることにあっただが、それは1918年時点で達成されなかったのである。

王公家軌範が制定されるのは1926年になってからのことであり、これによって王公族の班位は皇族に次ぐと規定される(王公家軌範第40条)。しかし、彼らを国法上に位置づけるために必要なことは法の整備だけでなく、王族譜・公族譜(王公族の登録簿であり、形態は天皇や皇族を登録した皇統譜に似ている)の作成という作業があった。そこで宮内庁宮内公文書館・国立公文書館・韓国学中央研究院蔵書閣の関連資料を入手し、王族譜・公族譜への登録がどのように進められたのかを検討した。

【結論・考察】

王族譜・公族譜を検討した結果、王公族の子は王公族と規定した王公家軌範を制定する以前に薨去した李晋(李垠の子)や李氏(公族・李熹の子)を、王公族と見なしてよいか否かが重要な問題になっていたことが明らかとなった。彼らは王公家軌範の制定以前に薨去したため、当然、王公族と見なされないはずであった。しかし、李晋が誕生し

たときにはわざわざ「王世子ノ系嗣ニ殿下ノ敬称ヲ用ヒシムル詔書」を公布して「皇族ノ礼」を保障し、さらに誕生や  
薨去の事実を宮内省から告示したので、王族と見なさないわけにはいかないと判断された。また、李氏に関しても、  
併合当時に王公家軌範が制定されていたとすれば当然公族になっていたのだから、「公族譜」に記載するのが妥当  
という結論になったことが明らかになった。

